

部長会議付議事案書（報告）

（令和6年5月10日）

提案課名 観光振興課 公共建築課
 報告者名 佐藤 剛 杉田 久

事案名	名水はだの富士見の湯の熱供給施設の不具合に係る訴訟手続について	有 資料 無
提案趣旨	「名水はだの富士見の湯」（以下「富士見の湯」という。）と「はだのクリーンセンター」を接続する熱供給施設で発生した不具合に係る訴訟手続において、裁判所から、「調停」に付すことについて提案がありましたが、本市としては、裁判所の提案には応じず、訴訟手続を継続する意向を示すものです。	
概要	1 訴訟手続の経過 富士見の湯は、はだのクリーンセンターの余熱利用施設として平成29年10月に開業しましたが、平成30年に高温水配管の不具合が発生しました。 本不具合については、施工業者及び工事監理業者に責任の所在があるものとして、令和4年3月第1回定例会議において訴えの提起の議決を受け、令和4年6月15日付けで東京地方裁判所に訴状を提出し、現在、訴訟手続を進めているところです。 これまで、原告と被告の双方が準備書面等で不具合の原因等を主張する訴訟手続により、争点を整理してきましたが、令和6年4月15日に開催された第10回期日において、裁判所から「調停」に付して、専門家調停委員による知見を得ることが提案されました。 本案件は、議会の議決を得て、施工業者及び工事監理業者に責任の所在があることを前提とする損害賠償請求訴訟を提起していることから、訴訟手続を中止して協議により双方の合意による解決を図る調停手続を行うことには同意できないとの意向を示すことを予定しております。 なお、意向を示すにあたり、裁判所が審理に必要な専門的知見に基づく意見などを求める必要があると判断する場合には、専門委員の関与を積極的に拒否する意向を有するものでないことを合わせて伝えることを検討しております。 2 被告 神奈川山菱・相原共同体 ほか3者 3 損害賠償金額 84,142,854円	

経過	平成29年10月	富士見の湯 開業
	平成30年 7月	マンホール上の雨水が乾き、蒸気が発生する事象が発生
	〃 8月	ボックスカルバート内へ水の流入を確認
	令和 2年 8月	名水はだの富士見の湯熱供給施設調査検討会を設置
	令和 3年 2月	調査検討会最終報告を議員連絡会に報告
	令和 4年 3月	第1回定例会月会議において訴えの提起の議決を受ける
	〃 6月	東京地方裁判所に訴状提出
	〃 10月	第1回期日（第1回口頭弁論期日）
	〃 12月	第2回期日（第1回弁論準備手続期日）
	令和 5年 2月	第3回期日（第1回書面による準備手続期日）
	〃 4月	第4回期日（第2回弁論準備手続期日）
	〃 6月	第5回期日（第3回弁論準備手続期日）
	〃 8月	第6回期日（第4回弁論準備手続期日）
	〃 10月	第7回期日（第5回弁論準備手続期日）
	〃 12月	第8回期日（第6回弁論準備手続期日）
	令和 6年 2月	第9回期日（第7回弁論準備手続期日）
	〃 4月	第10回期日（第8回弁論準備手続期日）
今後の進め方	1 令和6年5月21日 第11回期日 ※ 本市の意向として「調停」に付すことについて応じない旨を、裁判所に文書で提出。 2 令和6年5月～ 会派懇談会において、議員へ経過報告。 3 令和6年6月21日 第12回期日	